

# 令和5年度金ケ崎町障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針

令和5年4月1日制定

## 1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、金ケ崎町が障がい者就労施設及び生活介護施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

## 2 適用範囲

金ケ崎町の全組織を対象とする。

## 3 目標額及び調達する物品等

調達目標額及び町が障がい者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。  
次に記載がないものであっても、町が調達可能な物品等であれば対象とする。

目標額 531 千円

- (1) 物品
  - ①食料品（葉物野菜、弁当、パン、菓子、コーヒー、乾燥りんご等）
  - ②園芸品（花苗等）
  - ③工芸品（手芸、木工、皮革加工等）
  - ④茶菓配達（コーヒーデリバリー等）
  - ⑤弁当
  - ⑥飲食店等の営業
  - ⑦印刷（紙素材、のぼり、看板、Tシャツ、タオル、布製品等）
  - ⑧その他
- (2) 役務
  - ①会議録（テープおこし）
  - ②軽作業の委託（袋づめ、部品製造）
  - ③清掃作業の委託（清掃、除草、除雪）
  - ④パソコン作業の委託（データ入力、PDF化）
  - ⑤クリーニング
  - ⑥リサイクル作業の委託（廃油加工等）
  - ⑦農作業の委託
  - ⑧その他（障子紙張替、車両カット文字貼付作業等）

#### 4 調達の実施

障がい者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、金ケ崎町財務規則（平成15年規則第21号）第122条に定める額を超えない場合については、障がい者就労施設等と随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）により契約を締結するものとする。

#### 5 調達実績の公表

当該年度終了後、遅滞なく町ホームページ等により公表する。

#### 6 その他物品等の調達の推進に関する事項

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに全組織に情報提供を行うものとする。

#### 7 担当窓口

この調達方針の担当窓口は、保健福祉センターとする。ただし、契約に関する担当窓口は企画財政課とする。

地方公共団体等

障害者就労施設等からの物品等の調達実績の報告様式

都道府県名、市町村名 及び 地方独立行政法人等	調 達 先	物品										役務										合計 (物品+役務)					
		① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営				⑥ その他の役務		役務計	
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
金ヶ崎町	a	1	90200	2	131550	2	182380	1	40480	6	444610													0	0	6	444610
	b									0	0													0	0	0	0
	c									0	0													0	0	0	0
	計	1	90200	2	131550	2	182380	1	40480	6	444610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6

※物品・役務の品目分類例、調達先の分類については、分類例を参照してください。